

## 行政指導及び罰則規定について

## 1 意見があった遵守事項と関係法令の規定

(○：規定あり，×：規定無し)

遵守事項	関係法令	行政指導 規定	処分 規定	罰則 規定
ア 道路交通を妨害しない	道路交通法	×	×	○
エ 雪をみだりに道路に出さない	道路法	×	○	○
イ 河川，水路等への投雪	河川法	×	○	○
	普通河川管理条例	×	○	○
ウ 流雪溝の流水の維持	(流雪溝管理運営要項)	×	×	×
オ 路上駐車	自動車の保管場所の確保に関する法律	×	×	○
	違法駐車等防止条例	×	×	×
カ 建築時の配慮	建築基準法施行条例	×	×	○
キ 屋根雪等の処理	道路交通法 (落雪した場合)	×	×	○
	道路法 (落雪した場合)	×	○	○
ク 雪の堆積場所の確保	なし	—	—	—

- ・ 行政指導：指導，勧告，助言その他の行為で処分に該当しないもの
- ・ 処分：ここでは法規に違反する者への処分（違法処分）（予防措置命令，原状回復命令など）
- ・ 罰則：命令や禁止規定への違反に対する行政刑罰・秩序罰の定め。（懲役，罰金，過料など）

## 2 遵守事項を守らない者に対する条例上の規定の考え方

## (1) 関係法令に処分や罰則規定がある事項について

条例で定める事項は **法令を超えない範囲内** が原則

⇒ 既存法令と目的と対象が同じ場合は，条例で重複した罰則は設けられない

## (2) 関係法令に処分や罰則規定がない事項について

⇒ 罰則を設けることは可能だが，妥当性及び実効性の検討が必要

## (3) 行政指導について

⇒ 関係法令の罰則等の規定の有無に関わらず，行政指導（指導，助言，勧告など）を定めることは可能